

# 野焼きは法律で禁止されています!

(平成13年4月~)

野焼きとは、家庭や仕事(農業を含む)で出たごみを野外で焼却する行為のことです。

＼ 罰則があります。/  
5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金  
(法人の場合は3億円以下)

煙・灰・悪臭への苦情が  
多数寄せられています。

## 法律上の例外

- 田畑の害虫駆除など、やむを得ないもの
- 風俗習慣上、宗教上の行事を行うもの(しめ縄の焼却等)
- キャンプファイアー、暖をとるための焚き火など
- 許可を受けた施設等での、基準に従ったごみの焼却

ただし…例外であっても、  
近隣住民の迷惑となる場合や  
苦情が寄せられた場合は、  
**指導の対象**となります。

- 近隣の方にとって、煙が家の中に入ったり悪臭が洗濯物に付着することは、耐え難いものです。
- **深刻な健康被害**が出る場合もあります。
- 野焼きによる**火災**も報告されています。



大気汚染の原因です。

どうやって処分するの？

● 廃ビニール(農業用含む)やプラスチック類を焼却すると、激しい黒煙や悪臭とともに**ダイオキシン類**が発生し、大気汚染につながります。



- 仕事で出たごみと家庭ごみは、別々に処分しなければなりません。
- 仕事で出たごみは、**事業系廃棄物**として適正に処理して下さい。

正しい処分方法は裏面へ

お問い合わせ >>> 豊橋市役所 環境部  
廃棄物対策課 **0532-51-2410**  
環境保全課 **0532-51-2395**

SDGs 未来都市  
**豊橋市**



# 事業(農業を含む)で出たごみ

## 枯れ草、剪定枝など

- 許可業者に処理を委託する。  
市の許可を受けた廃棄物処理業者に、  
処理を委託する。

許可業者一覧 ▶▶



- 自分で搬入する。  
廃棄物対策課の窓口で取得した「**廃棄物投入許可証**」を持参して、資源化センター  
一等へ運び込む。(有料)

申請方法等 ▶▶



## 廃ビニール、プラスチック類

**産業廃棄物**の処理基準に従って  
処分する必要があります。

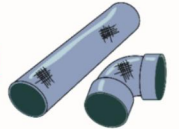
- 自分で許可業者を選ぶ。  
許可を受けた廃棄物処理業者に、  
処理を委託する。

許可業者一覧 ▶▶



- 東三河廃棄物処理事業協同組合  
へ相談する。

☎ 0532-37-9811



## 家庭生活中で出たごみ

- 家庭ごみの分別ルールに従って、処分をして下さい。

詳しくは、ゼロカーボンシティ推進課が  
配布している「家庭ごみガイドブック」  
をご覧ください。

電子版ガイドブック  
はこちら ▶▶



**自宅で事業を営んでいる方の場合、  
事業系廃棄物と家庭ごみを分けて  
処理してください。**



事業のごみは、  
ごみステーションに  
持ち出せません！



ご夫婦2人だけの  
小規模な農業も、  
「事業」になるんだね。



そうじろう

かん田きょう子さん

お困りの  
ときは  
こちらへ



お問い合わせ内容	窓口	電話番号
廃棄物投入許可証の取得手続き及び廃棄物の受入れ基準について	廃棄物対策課 資源化センター	0532-51-2410 0532-46-5304
事業系ごみの分類、処理方法について	廃棄物対策課	0532-51-2410
家庭ごみの分類について	ゼロカーボン シティ推進課	0532-51-2399
野焼きの対応について	廃棄物対策課 環境保全課	0532-51-2410 0532-51-2395